

資料提供	
令和3年12月24日	
担当課 (担当者)	循環型社会推進課 (尾川)
電 話	0857-26-7198

## 食べ残し持ち帰りモニター調査の実施

日本全体では約570万トン発生（令和元年度推計）している「食品ロス」の削減に向けて、外食時の食べ残しによる食品ロスを削減するため、本県では食べきりを推奨する「おいしい！とっとり30・10食べきり運動」の取組を実施しているところです。

この度、どうしても食べきれない場合の持ち帰りについて課題把握するため、下記のとおり、食べ残し持ち帰りモニター調査（オリジナル「トリピーFOOD BAG」を使用）を実施していますので、お知らせします。

### 記

#### 1 実施期間等

- (1) 実施期間  
令和3年12月1日から令和4年2月28日まで
- (2) モニター調査協力店  
県内54店舗（新型コロナ安心対策認証店）
- (3) モニター員について  
公募により応募された方

#### 2 モニター員の募集について

上記調査期間中も別紙のとおり、引き続きモニター員の応募を受け付けています。

- (1) 応募方法
  - ア モニター調査協力店での応募
  - イ 電子申請による応募
  - ウ 申込用紙による応募

参考：鳥取県ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/929203.htm#tabekiri>

- (2) 募集期間  
令和3年12月1日から令和4年2月28日まで

#### 3 問合せ先

鳥取県生活環境部循環型社会推進課（担当：尾川／電話 0857-26-7198）

#### 4 その他

- (1) モニター調査にかかる飲食費は、モニター員の自己負担になります。
- (2) 持ち帰りは、モニター調査協力店の了解が得られたメニューに限ります。
- (3) モニター調査には、県から支給したドギーバックを使用していただきます。
- (4) 持ち帰りは自己責任となり、持ち帰った食品は、協力店の説明に従い速やかに保存（冷蔵など）又は食べていただくこととしています。